

さいたま市立仲町小学校 P T A 細 則

1. 会則第9条にもとづいて、次の細則を定める。
 1. 部長1名、副部長1～2名各専門部で互選する。
 2. 各専門部の事業は次のとおりとする。
 - 1) 総 務 部
P T A活動を円滑に行うための環境及び施設管理をおこなう。
 - 2) 学習文化部
会員の教養を高め、相互の親睦をはかるための文化活動（講習会・講演会等）を計画し、実施する。
 - 3) 広 報 部
本会の活動内容を広く会員に周知し、会員が進んで、本会の活動に参加出来るよう、広報活動を行う。
 - 4) 教育環境部
地域と協力し、校外の子どもたちの安全を目指す。
 - 5) 学 年 部
子どもたちが健全に、安全に学べるよう、各学級においての本会との窓口となり、会員相互の親睦をはかるための活動を行う。
 - 6) ベルマーク部
ベルマークやその他資源の回収を通して、教育環境ならびに教育施設の充実を目指す。
 - 7) 仲町小祭部
地域とのつながりの中で、様々な経験を通し、子どもたちの心を豊かにするための場として「仲町小祭」を企画し、実施する。
2. 会則第10条にもとづいて次の細則を定める。
 - 1) 学年委員会は学年の役員及び担任教師をもって構成する。
 - 2) 学年委員会は学年の教育の拡充に寄与するとともに学年内の親睦を図る。
 - 3) その他必要な事項
3. 会則第11条にもとづいて次の細則を定める。
 - 1) 仲町小祭実行委員会は仲町小祭の企画、立案を行う。
 - 2) その他必要な事項
4. 会則第6条にもとづいて次の細則を定める。
 - 1) 役員選考委員会は常議員会において会員中よりこれを選出する。
 - 2) その他必要な事項
5. 会則第12条にもとづいて次の細則を定める。
 - 1) 雇用通知書にもとづいたP T A事務員は会計と緊密な連絡をとり、会費の徴収及び金銭収支の会計帳簿を作成する。
 - 2) 対内外への各種支払いは会計と緊密な連絡をとり、P T A事務員が行う。

- 3) 対外的な渉外事項および連絡事項の窓口となる。
 - 4) 会員および児童の慶弔の連絡
 - 5) 校内案内文、連絡文等の作成ならびに発行
 - 6) 対外挨拶文、連絡文等の作成ならびに発行
 - 7) 各種文書の管理、保管
 - 8) 各専門部への協力
 - 9) その他必要な事項
6. 会則第4条第6項にもとづいて次の細則を定める。
- 1) 転退職する教職員に対し感謝の意を表わすために、表彰をする。
 - 2) 任期を終了した執行部役員と各部部長・副部長に対し感謝の意を表わすために表彰をする。
 - 3) 表彰者の選考を公正適切に行うため、表彰審議委員会（以下「審査会」という）を設置する。
 - 4) 審査会は正副会長、及び会長の指名した者をもってあてる。
 - 5) 表彰者は原則として仲町小学校PTA会長とする。
 - 6) この細則は会則第17条に規定する常議員会の議を経ずしてこれを改廃することはできない。